

越監告示第18号

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、会計課の現金監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成30年7月10日

越前市監査委員 塚崎 正巳

同 田中 希世子

同 佐々木 富基

記

1 監査の実施対象及び執行日

会計課 平成30年7月10日（火）

2 監査の対象及び方法

- ・地方自治法第235条の4に基づく、会計管理者所管の一般会計、特別会計、歳入歳出外現金会計及び基金に係る、現金、預金、有価証券（株券、出資証、出損証等）の在高、所在及び保管状況の監査を実施
- ・提出資料及び証書等の審査並びに関係職員の説明聴取

3 監査結果

今回監査を実施した結果、指摘すべき事項はなかった。